

○猪名川上流広域ごみ処理施設組合監査 委員公印規程

(平成12年10月17日)
監査委規程第1号)

(趣旨)

第1条 本組合監査委員の公印については、この規程の定めるところによる。

(公印の管理)

第2条 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう管守を厳重にする
とともに常に鮮明にしておかなければならない。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、書体、印材、寸法、個数、使用区分及び管守者は、別表のと
おりとする。

(補則)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、代表監査委員が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

公 印 の 名 称	書 体	印材	寸 法 (mm)	個数	使用区分	管守者
猪名川上流広域ごみ処 理施設組合監査委員之 印	れい書	つげ	方 21	1	監査委員名を もってする文 書	書 記